

環 政 第 6 5 0 号 の 4
令 和 4 年 1 0 月 3 1 日

各 位

新潟県環境局長

「新潟県エコドライブ運動」の実施について（依頼）

日頃より、県の環境行政の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
県では、標記運動を下記のとおり実施します。
つきましては、本運動の趣旨に御理解をいただき、御協力くださるようお願いいたします。

記

1 重点実施期間

令和4年11月1日（火）～12月31日（土）

2 運動の内容

「令和4年度新潟県エコドライブ運動実施要領」のとおり

担当：環境政策課カーボンゼロ推進室 渡邊 TEL：025-280-5642 FAX：025-280-5739 E-mail：ngt030310@pref.niigata.lg.jp
--

令和4年度新潟県エコドライブ運動実施要領

1 目的

地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素をはじめ、大気汚染物質を含む自動車の排気ガスを減らし、安全・安心につながる運転の“技術”や“心がけ”の習慣化をめざす「新潟県エコドライブ運動」について、広く県民に対して周知を図り、エコドライブの実践を促進する。

2 重点実施期間

令和4年6月1日（水）～6月30日（木）〔環境月間〕

令和4年11月1日（火）～12月31日（土）

3 エコドライブ運動の内容

自動車の運転にあたり、「自分の車の燃費を把握する」、「急発進や急加速をしない」などの、環境に配慮した自動車の使い方について、運転者の自主的な取組を奨励する。

4 実施機関及び実践行動

(1) 県

- ア 職員のエコドライブへの取組
- イ 来庁者に対する庁内放送等広報による実践行動の奨励
- ウ ラジオスポットによる県民への広報
- エ 市町村へ運動の協力依頼
- オ 環境、運輸団体へ運動の協力依頼

(2) 新潟県地球温暖化防止活動推進センター

- ア 職員のエコドライブへの取組
- イ その他、種々の機会を通じた県民への運動の協力依頼

(3) 市町村（実施をお願いしたい事項）

- ア 職員のエコドライブへの取組
- イ 市町村広報紙等を活用した運動の啓発
- ウ その他、種々の機会を通じた住民への運動の協力依頼

(4) 事業者（実施をお願いしたい事項）

- ア 運転者等に対するエコドライブの励行の指導
- イ 社内における広報、講習会等を通じた啓発

* エコドライブについて

令和3年4月から環境省は「エコドライブ」を、個別の期間設定は行わず各主体の取組を促進する、としています。新潟県では、「エコドライブ」を「COOL CHOICE」の“ライフスタイルの選択”の一つとして引き続き、推進します。

「エコドライブ10のすすめ」

1. 自分の燃費を把握しよう
…自分の燃費を把握することを習慣にしましょう。
2. ふんわりアクセル「eスタート」
…発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
…走行中は一定の速度で走ることを心がけましょう。
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
…信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルを離しましょう。
5. エアコンの使用は適切に
…車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。
6. ムダなアイドリングはやめよう
…待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
…出かける前に、渋滞・交通規制などの道路情報や地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
…タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
9. 不要な荷物はおろそう
…運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
…走行の妨げとなる迷惑駐車はやめましょう。

「エコドライブ10のすすめ」(<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113199.pdf>) より抜粋